

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

令和2年9月30日付けで申請があり，令和2年11月26日付けで補正があった授業目的公衆送信補償金の額については，別紙の文化審議会答申を踏まえ，適正な額と認められるため，著作権法（昭和45年法律第48号）第104条の13第1項の規定により認可します。

なお，（ア）貴協会が作成した授業目的公衆送信補償金規程案附則第2項に規定する，実施の日から3年を経過する毎に行う実施後の状況を勘案した検討及びその結果に基づく必要な措置については，貴協会に対し適切に指導監督を行うこと，（イ）補償金の分配については，法第104条の14の規定に基づき指定管理団体が文化庁長官に届け出なければならない補償金関係業務の執行に関する規程において、著作権法施行規則（昭和45年文部省令第26号）第22条の5第2項の規定に基づき貴協会が補償金の個々の権利者への分配方法の詳細（権利者不明等の場合の分配方法を含む。）を明らかにするとともに，利用者を含め広く社会に対し，より丁寧に説明すべきことを申し添えます。

令和2年12月18日

文化庁長官

宮 田 亮 平